

『離婚・再婚家族と子ども研究』投稿規程

改正 2020年6月9日

1. 本誌は、掲載原稿の学術的側面に対してのみ正統性を与え、それ以外の投稿者の主義主張、信条、利害関係を支持するものではない。
2. 本誌に掲載される論文は、未公刊の論文とする。なお、未公刊の論文とは、過去に国内外の査読付き雑誌（査読付き紀要を含む）または書籍（電子書籍を含む）に掲載されていない論文を指す。国内外の学会における口頭発表、機関リポジトリで電子的に公開した学位論文、および各種研究助成費による研究報告書に掲載された内容を論文化した投稿は可とする。査読付きでない紀要や学術機関リポジトリに掲載された論文の投稿については、新たな内容の追加がある場合に限り、編集委員会の議を経て投稿を認めることがある。
3. 投稿論文は、①研究論文（調査研究、事例研究、論説）、②資料論文、③研究ノートの3種類とする。なお、②資料論文とは、実証・論証研究としての緻密さや厳密さ、あるいはオリジナリティに欠けるものの、問題設定やデータに注目すべき点が認められ、後進の研究の促進に資すると思われる論文、あるいは過去の研究の追試、再考察等である。内容は研究論文に準ずる。③研究ノートとは、主に現場での実践を報告するものを指す。
4. 投稿者は、前項のどの種別で審査を希望するかを、投稿時に申告することとする。ただし、投稿された記事が、申請種別にそぐわないと判断された場合、その変更の示唆を本誌編集委員会から受けることがある。
5. 論文の投稿にあたり、その第一著者は本学会会員であることを要する。ただし、本誌編集委員会からの依頼によって書かれた記事は、この限りではない。
6. 投稿にあたっては、別途定める「離婚・再婚家族と子ども研究」執筆要項に従って原稿を作成し、氏名、所属等を入力した投稿申請書とともに、編集委員会事務局アドレス（edit@jarcds.org）にメール添付により送付する。
7. 投稿論文と内容的に特に関係の深い、同一著者による既公刊論文（著書や印刷中のものも含む）や重複する部分を含む論文等の場合には、投稿の際に添付すること。その際、著者名や所属、掲載誌がわかる記述は削除すること。
8. 「離婚・再婚家族と子ども研究」に投稿したのち、取下または不採択となった、投稿論文と内容的に特に関係の深い、同一著者による論文がある場合には、その論文を添付すること。
9. 論文投稿後、論文の取下をする場合、理由を明記した文書により取下の意思を編集委員会に申し出ること。なお、印刷等の出版作業に移行している原稿については、取下によって生じる費用は著者が負担する。

10. 審査の結果、「再審査」となった論文は、その後 6 ヶ月以内に再投稿がなされなかった場合、自動的に取下と見なす。この期間中に著者から取下手続きがとられない限り、投稿は継続中とみなす。
11. 本誌と他の学術雑誌に同一内容の論文を重ねて投稿することは認められない。二重投稿が判明した時点で受稿、審査、採択を取りやめるものとする。
12. 採択後の修正は原則として禁止する。
13. 採択論文の印刷に要する費用は、原則として本学会の負担とする。
14. 所定の頁数を超える分の印刷費用は著者の負担とする。また、特別な図版、写真等の印刷費用については著者の負担とすることがある。
15. 抜刷の費用は著者の負担とする。
16. 本規程の改正は、編集委員会の議を経て、理事会の承認を以て行う。

附則

- 1.この規程は、2019年7月6日より施行する。
- 2.この規程は、2020年6月9日より施行する。（2. 未公刊論文の条件修正、旧 16. 掲載論文原稿を返却しない旨の条項削除と番号繰り上げ）

以上